平成２１年（フ）第３８３７号
愛知県春日井市鳥居松町２丁目201番地
ジードルンク３Ａ号
債務者　菊谷　勝明
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６９号
愛知県一宮市猿海道３丁目３番３号
債務者　平林　幸夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６１５号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅435号
債務者　林本はつみ
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１号
愛知県江南市古知野町古渡301番地　Ｃｏｕｒ Ｔ301　305号室
債務者　松永　尚久
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７２０号
愛知県安城市高棚町郷415番地１　高棚１ＲＭ302
債務者　益冨喜代美（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１９号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　古井団地１―203
債務者　楠　　節子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８４５号
愛知県安城市東栄町高根69番地１　ロイヤルスクエア２Ｂ
債務者　三浦　初志
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
群馬県伊勢崎市波志江町4118番地27
債務者　高橋　理恵
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５７６号
群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条1441番地
債務者　唐澤　洋行
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
群馬県前橋市下細井町466番地２
債務者　須田　明子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２８号
群馬県北群馬郡吉岡町大字北下149番地５
債務者　高野　洋子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３５号
群馬県前橋市山王町１丁目９番地16　フレシュール高山101号
債務者　渡辺あやの
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３８号
群馬県前橋市上新田町249番地２
債務者　中島　美穂（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４３号
群馬県渋川市石原332番地２　米山アパート
債務者　八木　憲司
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４４号
群馬県渋川市石原332番地２　米山アパート
債務者　八木　恭子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４５号
群馬県伊勢崎市宮子町3291番地　グリングラヒルズ107
債務者　吉澤　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４９号
群馬県渋川市北橘町真壁1734番地８
債務者　藤井　昭朗
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５０号
群馬県渋川市伊香保町伊香保274番地２　飯塚信太郎アパート202号
債務者　高田　　毅
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
前橋地方裁判所